

代金引換まとめ送金サービス利用規約

第1条 (総則)

郵便事業株式会社(以下「甲」といいます。)が、ゆうパックについて提供する代金引換まとめ送金サービス(第2条に定めるサービスをい、以下「本サービス」といいます。)について、本サービスの利用者(以下「乙」といいます。)は、あらかじめ本規約に同意したものとみなします。

- 2 甲は、本規約を随時変更ができるものとします。変更した内容は、甲が甲のホームページ上に公表し、又は書面その他の媒体により乙に通知することにより、その効力を生ずるものとします。

第2条 (サービス内容)

甲は、乙が第3条及び第5条に定めるところにより差し出したゆうパックについて、乙が送り状に記載した引換金額の金銭と引換えに当該ゆうパックを荷受人に交付し、当該金銭を次項に定めるところにより乙に送金します。

- 2 甲は、乙があらかじめ指定した送金日 1(以下「送金指定日」といいます。)に、一定期間 2内に前項に定めるところにより引き換えた金銭(以下「引換金」といいます。)をまとめて、乙があらかじめ指定した乙の金融機関の預金口座 3(以下「指定口座」といいます。)にあてて送金します。

- 1 「送金日」は、毎月5日、10日、15日、20日、25日又は月末日(12月にあつては28日を月末日とします。)のうちから指定するものとします(複数の日を指定することもできます。)送金指定日は、原則として変更することはできません。

なお、送金指定日が指定口座を有する金融機関の休業日である場合は、その直後(月末日はその直前)の当該金融機関の営業日に送金します。

- 2 「一定期間」は、当該送金指定日の直前の送金指定日の7営業日(土、日曜日若しくは祝休日又は12月29日、12月30日、12月31日、1月2日若しくは1月3日以外の日とします。以下同じ。)前の日の翌日から当該送金指定日の7営業日前の日(以下「締め日」といいます。)までの期間とします。

なお、諸事情により、一部の引換金の送金が遅れた場合、当該の引換金は翌送金指定日に送金します。

- 3 「預金口座」は、株式会社ゆうちょ銀行又は社団法人東京銀行協会が設置した内国為替運営機構が運営する全国銀行データ通信システムを利用して為替取引を行う金融機関の預金口座を指定するものとします。指定口座は、原則として変更することはできません。

第3条 (利用条件)

乙は、本サービスの利用に当たり、甲の定めるところにより本サービスの利用に必要なシステム及びネットワーク環境をあらかじめ用意していただきます。

- 2 本サービスの対象となるゆうパックは、次に掲げる条件を満たすものとします。
 - (1) 本サービス専用の送り状(以下「送り状」といいます。)を使用して差し出されるものであること。
 - (2) 差出しの日前1年以内に使用した「お問い合わせ番号」を送り状に表示したものであること。 1
 - (3) 空箱ゆうパック、スキーゆうパック及びゴルフゆうパック以外のゆうパックであること。
 - (4) 運賃等の支払方法を後納(運賃を後納とする計器別納を含みます。)とするものであること。 2
 - (5) 引換金額を1円以上200万円以下とするものであること。
 - (6) 引換金額が30万円を超える場合は、書留とするものであること。
 - (7) 代金引換の取消し又は引換金額の変更を請求するものでないこと。
 - (8) 甲が承認した甲の支店に差し出すものであること。 3
 - (9) 簡易郵便局において交付するものではないこと。
 - 1 1年以内に同一の「お問い合わせ番号」を再度使用した場合は、引換金の送金ができなくなる場合があります。
 - 2 着払とすることはできません。
 - 3 郵便局(簡易郵便局を含みます。)及びゆうパック取扱所(コンビニエンスストアを含みます。)に差し出すことはできません。

第4条 (利用申込)

乙は、本サービスの利用開始を希望する日の30日前までに、次の事項を記載等した利用申込書を甲の後納承認支店に提出します。

- (1) 記入日
- (2) 乙の住所、氏名
- (3) 乙の押印(乙が法人又は団体の場合は代表印)
- (4) 乙のご担当者氏名(2名以上)
- (5) 乙の電話番号、ファクシミリ番号
- (6) 乙のメールアドレス 1
- (7) 乙のホームページのURL
- (8) 指定口座 2
- (9) 送金希望日
- (10) 差出支店
- (11) 利用開始希望日
- (12) 月間差出予定個数
- (13) 予定内容品
- (14) データ受渡方法
- (15) ゆうパック送り状印字ソフト「ゆうパックプリント」利用の有無
- (16) その他甲が必要と認めるもの
 - 1 利用開始前の試験通信、利用開始後の連絡に必要となります。
 - 2 口座名義(カナ)が金融機関等の登録と異なった場合は、利用開始日が希望日より遅れる場合があります。

第5条 (利用方法)

乙は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 事前準備
甲は、乙が本サービスを利用することを認めたときは、利用開始日のおおむね1週間前までに利用開始通知書を乙に郵送します。
乙は、利用開始通知書を受け取った後、利用開始日の3日前までに、甲が指定する方法により試験通信を行います。試験通信が完了していない場合は、利用を開始することができません。
- (2) 差出方法
乙は、次に定めるところによりゆうパックを差し出していただきます。
 - ア 送り状に次の事項を記載し、ゆうパックにちよう付します。
 - (ア) 乙及び受取人の住所、氏名、電話番号
 - (イ) 引換金額
 - (ウ) 引換金額に含む消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)
 - (エ) 甲が別に定めるバーコード
 - (オ) その他甲が必要と認める事項
送り状中の配達証の「引換金額」欄に記載された金額と、これ以外の箇所に記載された引換金額(バーコードに記載された引換金額を含みます。)が異なる場合は、配達証の「引換金額」欄に記載された金額に基づき取り扱います。なお、この取扱いによって生じた損害について、甲は一切の責任を負いません。
 - イ ゆうパックに次の帳票を添えます。
 - (ア) 次の内容を記載した本サービス受付店控え
 - A 乙及び受取人の住所、氏名、電話番号
 - B 引換金額
 - C 甲が別に定めるバーコード
 - D その他甲が必要と認める事項
 - (イ) 本サービスを利用するゆうパックのみについて作成し、上部に「まとめ送金」の文字を明記した後納郵便物等差出票
- (3) 差出データの作成と登録
乙は、甲が別に指定するところにより、次の事項を内容とする差出データを作成し、本サービスに係るシステムに登録します。

- ア 利用者番号
イ お問い合わせ番号
ウ ゆうパックの差出予定日
エ 甲の会社コード
オ 差出支店コード
カ 引換金額
キ 消費税等の額
ク 普通・書留の別
ケ その他甲が必要と認める事項
- 消費税等の額は、引換金から控除する税金として、印紙税の課税判断の際に使用します。送り状に消費税等の記載があった場合でも、登録された差出データに消費税等が記録されていない場合、消費税等額は0円として印紙税の課税判断を行います。

第6条(代金引換料)

本サービスに係る代金引換料金は次のとおりとし、ゆうパックの運賃等と合わせてお支払いいただきます。

ゆうパックの月間差出個数	代金引換料金
1千個未満	360円/個
1千個以上5千個未満	310円/個
5千個以上1万個未満	260円/個
1万個以上	210円/個

上記の代金引換料金には消費税等を含みます。

第7条(送金)

甲は、ゆうパックの配達又は交付の7営業日後以降の最初の送金指定日に、引換金から次の送金手数料及び印紙代を差し引いた額を指定口座に送金します。

(1) 送金手数料

指定口座を有する金融機関	送金手数料
ゆうちょ銀行	120円
みずほ銀行、みずほコーポレート銀行	0円
上記以外の金融機関	252円

上記の送金手数料には消費税等を含みます。

乙の口座変更に関する書類の未提出又は記入ミス等による送金事故に係る諸手数料は、乙の負担とします。

(2) 印紙代

引換金額から消費税等を差し引いた額	印紙代
1円以上3万円未満	0円
3万円以上100万円以下	200円
100万円超	400円

第8条(申込内容の変更)

乙は、第4条により提出した利用申込書の内容に変更が生じるときは、その30日前までに、変更事項届出書を後納承認支店に提出します。

第9条(解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、乙への事前の催告なしに、直ちに本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- 本規約又はゆうパック約款に違反したとき
 - 第4条の利用申込書又は前条の変更事項届出書に虚偽の記載があったとき
 - 監督官庁等により営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき
 - 差押、仮差押、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立を受けたとき
 - 会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立があったとき
 - 1年間本サービスの利用がないとき
 - その他本サービスの利用者として不適切であると甲が判断したとき
- 2 甲は、乙が暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動家票務ゴロ等、その他次の各号に掲げる反社会的勢力に該当すると判断した場合は、乙への事前

の催告なしに、直ちに本サービスの利用契約の全部を解除することができるものとします。

- 本サービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - 本サービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をするもの
 - その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- 3 第1項又は2項に定めるところにより本サービスの利用契約の全部又は一部を解除した場合において、甲又は乙の現存する債務については、その履行義務を負うものとします。
- 4 甲は、乙が第1項又は第2項に該当したことにより、甲が負った損害について、当該解除の有無にかかわらず、乙に請求できるものとします。

第10条(権利義務の譲渡禁止)

乙は、本サービスに係る乙の権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第11条(免責)

甲は、本規約に係る乙又は第三者が被る損害について、次に掲げる各号に該当する場合は、一切の責任を負いません。

- 甲の責めに帰すべき事由によらない場合
- 天災その他非常の災害による場合
- 法令又は公権力の発動による差止、開封、没収、差押又は第三者への引渡しによる場合
- 乙による送り状の記載過誤その他乙又は乙の荷受人の故意又は過失による場合
- 本サービスの利用に係る金融機関の過失による場合

第12条(個人情報保護)

甲は、本サービスに関して個人情報を取り扱う際は、甲のプライバシーポリシーを遵守します。

- 2 甲は、本サービスに関連する業務を第三者に委託する場合がありますが、当該第三者には機密保持義務を課することとします。

甲のプライバシーポリシーは、甲のゆうびんホームページに掲載しております。(http://www.post.japanpost.jp/privacy.html)

第13条(雑則)

本規約に定めのない事項は、ゆうパック約款によります。

- 2 本規約及びゆうパック約款に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決するものとします。
- 3 本サービスに関し、乙と乙のゆうパックの荷受人その他第三者との間に疑義又は争いが生じた場合は、当事者間で解決するものとし、甲は一切の責任と負担を負わないものとします。

第14条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本国内において適用される法令とします。

第15条(管轄裁判所)

本規約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、甲の本社所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とします。

附 則

平成19年10月1日 制定・実施

平成20年7月1日 改正